

法雲寺樹木墓使用規約

- 第一条 樹木墓を使用する者は本規約を厳守し、法雲寺住職の承認を受けなければならぬ。
- 第二条 火葬した遺骨を粉骨し麻袋へ納め樹木墓への埋葬とする。又、ペットの埋葬も可能とし、使用規約・埋葬供養料等は同等とする。火葬証明書等の提出がない場合は樹木墓の使用を認めない。
- 第三条 お預かりした遺骨・埋葬供養料は事情の如何を問わず返還しない。宗教・宗派・国籍は問わないが、本堂・墓地・境内地での法要は法雲寺と施主が日時を決定し、法雲寺が曹洞宗の作法により行う。
※境内地につき他の僧侶等の入場・法要は認めない。
- 第六条 年に一度合同供養法要「卒塔婆供養を含む」を行う。
※御案内申し上げますので、希望の方はお申込み下さい。
- 第七条 埋葬供養料は金参拾萬圓とし、契約日より十年間の使用を認める。
※墓石料・墓石彫刻料込み／納骨法要料・墓誌彫刻料は含まない。
- 第八条 二霊目以降の埋葬供養料は金拾萬圓とし、新たに契約日より十年間の使用を認める。
- 第九条 契約期限十年が満了した際は再契約料を金貳拾萬圓とし、新たに契約日より十年間の使用を認める。
※再契約をされない場合「施主様の音信不通を含む」は法雲寺住職の判断により永代供養墓への合祀とし、埋葬料は無料とする。
- 第十条 本規約は必要に応じて随時変更されるものとする。

故人名	施主名	住所	電話番号
	印		

令和 年 月 日 法雲寺樹木墓の使用を承認する。

住所 埼玉県坂戸市多和目六三九／電話番号 〇四九―二八五―三七五〇

曹洞宗普門山法雲寺住職 杉谷大道 印